

「平成」子育て定点観測

厚生労働委員会 専門員

よしおか せいこ
吉岡 成子

元号が平成から令和に改まった。平成元年の合計特殊出生率は1.57と「ひのえうま」（1966年）の1.58を下回って過去最低となり、この「1.57ショック」を契機として我が国の少子化対策の取組が始まった。同時に、平成元年に長男が生まれ、その後平成5年、9年と次男、三男が誕生した私にとっても、平成は子どもの成長とともに歩んできた時代だった。そして、3人とも同じ病院で生まれ、同じ保育所、小学校、地域で育ったから、ちょうど4年おきに出産・子育ての環境や子育て支援を定点観測してきたことになる。

3人が生まれた病院では、長男の出産時に研修医だった女医さんが、次男の時には外来も担当し、三男の時にはベテラン医師となっていた。分娩の毎に、病院の自然なお産や母乳育児への取組が進み、三男の時には母乳外来が開設されるなど、助産師の主体的な活躍の場が広がっていった。その病院では現在は母子同室制を取り入れている。

一方、仕事と子育ての両立支援の観点では、長男の時には育児休業制度がなく、まだ首の据わっていない生後8週の長男を無認可の保育園に委ねた。次男の時には育児休業制度ができ、三男の時には育児休業給付も支給されるようになっていた。その時休業前賃金の25%だった育児休業給付は、現在は50%（6か月は67%）になった。また、有期契約労働者も育児休業が取得可能となり、小学校就学前の子どもの看護休暇もできた。

当時は0歳児を受け入れる認可保育所はほとんどなく、3人の子ども達は無認可保育園を経て、1歳を迎えた次の年度始めに認可保育所に転園した。認可保育所は日当たりがよく、園庭もあり、保育料は無認可より低かった。ただ延長保育はなく、長男、次男は夕方以降延長保育ママさんのお世話になった。三男の時に保育所に延長保育が導入された。

経済的支援に関しては、長男の時には児童手当は第二子以降が支給対象で、次男の時には第一子まで拡大されたものの3歳未満に重点化され、所得制限が強化された。その後子ども手当を巡る様々な議論を経て、平成24年4月から恒久的な現金給付として中学校修了までの児童を対象に児童手当が支給されることとなり、三男は中学3年間、時限措置の子ども手当と特例給付の児童手当の支給対象となった。また、次男が高校2年生の時から高等学校等就学支援金の恩恵を受けた。さらに、この秋からは幼児教育・保育の無償化が実施され、来年4月から高等教育の無償化が実施される予定である。

このように見てくると、平成の30年余で子育て支援は間違いなく前進した。しかし、保育所の待機児童問題は今なお深刻で、現在の子育て世代、そしてこれから子どもを生み育てようという若い世代にとって、まだ様々な困難がある。この春大学4年になった三男は令和の時代に社会に出る。令和の子育て支援はどのように進化していくのか、その歴史は今始まったばかりである。